訪問看護ステーション COCO 八幡　利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」といいます）と、訪問看護ステーション COCO 八幡（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を結びます。

第１条 （目的）

事業者は、医療保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて、生活の質を確保し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう利用者の療養生活を支援し、健康管理及び日常生活活動の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。

第２条 （契約期間）

本契約期間は、令和　　年　　月　　日からとします。なお、利用者からの契約終了の申し出がない限り継続するものとします。

第３条（運営規定の概要）

事業者の運営規定の概要（事業の目的、職員の体制、訪問看護サービスの内容等）、従業者の勤務体制などは、別紙重要事項説明書に記載した通りです。

第４条 （訪問看護計画の作成）

1. 事業者は、主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて訪問看護計画を作成し訪問看護計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。
2. 訪問看護計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
3. 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
4. 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第１条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画の変更を行います。
 ① 利用者の心身の状況、置かれている環境などの変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合
 ② 利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合

第５条　（主治医との関係）

1. 事業者は訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
2. 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な関係を図ります。

第６条　（担当の訪問看護師）

利用者は、事業者に対し訪問看護師の変更を申し出ることができます。その場合第１条に規定する訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に沿うようにいたします。

第 7 条 （訪問看護サービスの内容及びその提供）

1. 事業者は、訪問看護師を派遣し、訪問看護を提供します。
2. 事業者は、利用者の訪問看護サービスの実施状況などに関わる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければなりません。
3. 利用者及びその家族（家族がいない場合は後見人）は、必要がある場合は、事業者に対し前項の記録の閲覧及び謄写を求めることができます。但しこの閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

第 8 条 （居宅支援事業者等との連携）

事業者は、利用者に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者またはその保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な関係に努めます。

第 9 条 （協力義務）

利用者は、事業者が利用者のため、訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力します。

第 10 条（苦情対応）

事業者は苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した訪問看護サービスについて利用者、利用者の家族または後見人から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

第 11 条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問看護サービスの提供を行っているときに利用者に容体の急変が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を取るなど必要な対応を講じます。

第 12 条（費用）

1. 事業者が提供する訪問看護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載した通りです。
2. 利用者は、サービス対価として、前項費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を事業者に支払います。
3. 事業者は提供する訪問看護サービスのうち、医療保険の適応を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
4. 事業者は、事業者の通常の事業の実施地域以外にある利用者の居宅を訪問して訪問看護サービスを行う場合には、前二項に定める費用のほか、それに要した交通費の支払いを利用者に請求することができます。
5. 事業者は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。
6. 事業者は、利用者が正当な理由もなく訪問看護サービスの利用をキャンセルした場合は、別紙重要事項説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。

7. 事業者は、訪問看護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、 1か月前までに利用者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
8. 事業者は前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書を交わします。

第 13 条（利用者負担額の滞納）

1. 利用者が正当な理由なく利用者負担額を２か月以上滞納した場合は、事業者は３０日以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
2. 事業者は、利用者が第１項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
3. 事業者は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問看護サービスの提供を拒むことはありません。

第 14 条（秘密保持）

1. 事業者は正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者、及びその家族または後見人の秘密を洩らしません。
2. 事業者及びその職員は、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族または後見人に関する個人情報を用いる必要がある場合には、使用目的を説明し同意を得なければ、使用することができません。

第 15 条（利用者の解除権）

利用者は 7 日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

第 16 条（事業者の解除権）

1. 事業者は、利用者が法令違反やサービス提供を阻害する行為、職員に対するハラスメント(身体的暴力、精神 的暴力、セクシュアルハラスメント)をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、３０日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
2. 事業者は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって、主治医、利用者の居宅サービスを作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行ないます。

第 17 条（契約の終了）

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

① 利用者が第１５条により契約を解除したとき。
② 事業者が第１３条又は第１６条により契約を解除したとき。
③ 利用者が介護保険施設への入所や医療機関へ３か月以上の入院をし、かつ継続の意向が確認をとれなかった場合。
④ 利用者が死亡した場合。
⑤在宅中にも関わらず、1ヵ月訪問看護の利用がない場合。

第 18 条（損害賠償）

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに主治医、県市町村、介護支援専門員、利用者の家族または後見人へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、その完結の日から 5 年間保存します。
3. 事業者は、事故により、利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、直接発生した損害に限り、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

第 19 条（合意管轄）

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所（福岡地方裁判所小倉支部）とすることに予め合意します。

第 20 条（協議事項）

この契約に定めのない事項については、医療保険等の関係法令に従い、利用者事業者の協議により定めます。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、契約者と事業所で署名押印の上、各 1 通を保有する。

令和　　年　　月　　日

事業者

住　所：北九州市八幡西区本城 2 丁目 1-45
社　名：株式会社サンプロ
代表者：　野中　大輔　　印

事業所

住　所：北九州市八幡西区本城 2 丁目 1-45
名　称：訪問看護ステーション COCO 八幡
責任者：　末吉 多佳子　　印

契約者

住　所：
氏　名：　　印

上記代理人（ご家族または代理人）

住　所：
氏　名：　　印